

青梅市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 1 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

東原公園水泳場およびわかぐさ公園こどもプールの使用料の見直しを行うほか、青梅市公共施設等総合管理計画にもとづく公共施設のあり方に関する検討結果を踏まえ、休場中の釜の淵公園水泳場および長淵水泳場を廃止したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市体育施設条例の一部を改正する条例

青梅市体育施設条例（昭和 4 7 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「釜の淵公園水泳場、東原公園水泳場、わかぐさ公園こどもプールおよび長淵水泳場」を「東原公園水泳場およびわかぐさ公園こどもプール」に改める。

別表第 1 中釜の淵公園水泳場および長淵水泳場の項を削る。

別表第 3 を次のように改める。

施設名	区分	使用料	摘要
東原公園水泳場	大人	1 回 3 0 0 円	付帯設備である更衣ロッカーの使用料は、1 回につき 1 0 円とす
	小人 (中学生以下)	1 回 1 0 0 円	

わかぐさ公園 こどもプール	小人 (小学生以下)	1回 50円	る。
	付添人	1回 150円	

別表第6施設名の欄中釜の淵公園水泳場および長淵水泳場の項を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。